

調達管理番号：20a00289

国名：セネガル国

担当部署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

案件名：初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2（住民参加）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：住民参加
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年9月下旬から2021年9月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 6.00M/M、国内 1.00M/M、合計 7.00M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 60日、国内整理 3日
 - ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 60日、国内整理 3日
 - ・ 第3次 国内準備 3日、現地業務 60日、国内整理 4日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月5日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年8月18日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	学校運営における住民参加促進、コミュニティ開発に係る各種業務
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルの初等教育就学率は 71.8%（2000 年）から 86.4%（2018 年）に改善したものの（教育省、2019 年）、教育の質においては依然として課題が残されており、初等修了率 59.8%（2019 年）は、サブサハラアフリカ平均 68%（WB、2019 年）を大きく下回っている。また、国際的な学力調査の結果によれば、2 年生の内 7 割近い子どもが教授言語である仏語の基礎的な読み書きができず、4 割近い子どもが基礎的な計算などの算数能力を習得できていない（PASEC¹、2014 年）。

セネガル政府は国家開発計画「セネガル新興計画（PSE）」（2014 年 2 月）において、「2035 年までに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長する」ことを目標とし、その持続的な成長を支える人的資本形成のため、全国

¹ 仏語圏アフリカを対象とした国際的な学力調査である教育システム分析プログラム（Programme d'Analyse des Systèmes Educatifs de la CONFEMEN）の略

民への質の高い教育サービスの提供による子どもの学びの改善や、全てのレベルにおける理数科教育の強化を重点課題に掲げている。同目標達成のため、国民教育省は教育セクター開発計画（PAQUET-EF,2013-2025）の中で、「基礎教育の普遍化」、「教育の質の向上」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の地方分権化・分散化の促進・強化」等を主要課題として、具体的には、教員研修の提供や教材配布の強化、持続的な経済成長を下支えする教科として理数科教育の促進を重視し、理科実験施設の整備やカリキュラム改訂等に取り組んでいる。

このような状況の下、我が国は、対セネガル国別開発方針（2014年4月）において、「西アフリカ地域の安定と発展を支える経済開発と社会開発の支援」を基本方針として掲げるとともに、重点分野「基礎的社会サービスの向上」の一環として「基礎教育向上プログラム」を実施している。

同プログラムでは、教育への公平なアクセスと質の改善や、教育行政の改善などに取り組むこととしており、これまで小中学校の建設、理数科教員の能力強化（「理数科教育改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））、学校運営の改善（「教育環境改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））などを支援してきた。理数科では、現職教員研修の制度構築を行い、全国の約55,000名の初等教員の能力強化に貢献した。学校運営改善においては「みんなの学校」アプローチを用いて住民参加型の学校運営委員会（CGE）の設立・機能強化のモデルを開発し、全国14州、約9,000校のすべての公立小学校に普及した。

2015年から2019年にかけては、上記の成果を踏まえつつ、子どもの基礎的な算数能力向上をより確実なものとするため「初等教育算数能力向上プロジェクト」（PAAME）を実施した。同プロジェクトでは、算数教材・教員用指導書・ビデオ教材の開発、コミュニティとの連携による補習授業の実施、学習評価サイクル構築（定期テストの実施による子どもの学習成果の把握・対処）などを支援した。同プロジェクトにより授業及び補習の両面で学習改善が図られるようになり、対象地域において、子どもの基礎的計算能力は大幅に向上した（小学2年生で、正答率5割の子どもが2割に満たなかったところ、7.5割に上昇した）。

今般、上記先行案件で実施された基礎的算数能力向上の成果を踏まえ、先行案件で開発した算数学習改善活動モデルの精緻化・改善を図り、同モデルの全国普及、制度化を支援することを目的として、「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2」（2020年10月～2025年10月）の実施について要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、セネガル国「初等算数能力向上プロジェクトフェーズ2」のチーフアドバイザー及び他プロジェクト専門家²との協働により、住民参加専門家として、セネガル教育省カウンターパート(以下「C/P」という。)に技術的・政策的助言を提供し、他の専門家と協力しながら、特にコミュニティとの協働による算数学習改善活動の推進のため、CGE や CGE 連合 (CGE が地域ごとに組織化されたもの) の再活性化及び能力強化に必要な技術支援を行い、先方と合意されたプロジェクトデザインマトリクスに基づき、先行プロジェクトで開発されたコミュニティとの協働による算数学習改善活動モデル(※)の精緻化・改善を図り、全国普及後、持続的に活動が継続していくよう支援することが期待される。また、教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチを探るためのパイロット活動の検討・計画策定を支援することが期待される。

(※)算数学習改善活動モデルは、①校長・教員を中心とする授業内における指導・学習の質改善、②コミュニティとの協働による学習量拡充、③定期的な評価による学習成果の把握・結果に対する対処の要素からなり、基礎的算数能力を向上させる一連の活動サイクルを指す。先行案件「初等教育算数能力向上プロジェクト」で試行され、本プロジェクトにおいて、持続的なものとなるようモデルの検証、改良を行う。

なお、同活動の持続性を担保するため、授業内における指導・学習の質改善にかかるモニタリングは県教育事務所の視学官が担い、コミュニティとの協働による補修活動等、CGE の取り組みにかかるモニタリングは、CGE 連合 (CGE が地域ごとに組織化されたもの) が担うことが想定される。

なお、本業務の実施にあたっては、自立発展性の観点から、C/P のオーナーシップの尊重と能力強化のため、活動計画策定、研修モジュール作成を含む各種研修の実施、モニタリングの実施等、可能な限りセネガル側主導で行い、プロジェクト終了後も C/P 自身が研修モジュールの更新、研修実施、モニタリング等を自律的に、継続的に実施できるよう技術移転を図ることを重視し業務を実施することに留意する。また、本プロジェクトでは、本業務従事者の他にチーフアドバイザー、算数教育専門家、算数教育/住民参加専門家、業務調整専門家が従事する予定である。専門家チームとして十分な連絡調整を取り常にチームの一員として業務を遂行することに留意する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

² チーフアドバイザーのほか、算数教育専門家、算数教育/住民参加専門家、業務調整専門家を派遣予定。

- (1) 国内準備期間（2020年9月下旬）
- ① 既存の JICA 報告書(特に教育分野で実施してきた技術協力プロジェクト等の関連報告書)、他ドナー報告書、セネガル政府作成の関連報告書（教育統計、教育セクター年次レビュー等）、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、セネガルにおける基礎教育の現状と課題を把握するとともに、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。特に先行プロジェクトについてはプロジェクトの成果品、モニタリングシート、事業完了報告書等関連資料を確認し、詳細内容を把握すること。
 - ② プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査にかかる協議録、実施協議討議録）を確認し、本プロジェクトの内容、実施枠組み等を把握する。
 - ③ JICA 人間開発部、セネガル事務所及びプロジェクト他専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ④ 全体業務にかかるワークプラン（和文・仏文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち、JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出する。
- (2) 第1次現地業務期間（2020年10月～12月）
- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及び C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。
 - ② C/P とともに、先行プロジェクトの対象であったカオラック州、カフリン州における CGE の活動状況、特に先行プロジェクトで導入した CGE との協働による算数改善活動の実施状況を把握し、先行モデルの成果と課題を分析し、改善策等を検討する。
 - ③ 他専門家と協働し、先行プロジェクトで開発した算数改善活動のモデルを普及していくための活動計画（研修、モニタリング等）の策定を技術的に支援する。現時点の想定では第1次現地業務期間中は、第1バッチ3州（ティエス、ファティック、ルフィスク）の県教育事務所視学官を対象に、算数学習改善活動モデルの導入及び県の年間活動計画に当該活動を統合するのに必要な講師研修・インプットを行う（各県10名程度×4日間程度を想定）。ただし、プロジェクト開始時点(2020年10月を予定)で C/P や専門家間で協議し、必要な調整を行い、最も適切な活動計画を検討・提案し、実施すること。
 - ④ ①の結果を踏まえ、各種研修に必要な研修資料等の作成を技術的に支援する。
 - ⑤ ③で策定した活動計画を踏まえ、モニタリングを通して、C/P の研修実

施プロセスを技術的に支援する。

- ⑥ 第一次現地業務完了に際し、C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対して、現地業務結果報告書（仏文）を作成、提出し、現地業務報告を行う。合わせて第二次現地内容及び活動計画について協議を行う。

(3) 第1次国内整理期間（2020年12月下旬～2021年1月上旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2021年1月上旬～2021年1月中旬）

- ① JICA 人間開発部、セネガル事務所及びプロジェクト他専門家と相談・調整の上、第二次現地業務内容及びスケジュールを整理する。
- ② 第2次現地業務計画書（仏文・和文）を作成し、人間開発部による確認の後同部に提出する。

(5) 第2次現地派遣期間（2021年1月中旬～4月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。業務計画についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。
- ② 上記(2)⑤で実施した研修を踏まえ、県教育事務所視学官が県の年間活動計画に算数学習改善活動を組み込むよう技術的に支援を行う。
- ③ 上記②で策定された年間活動計画に沿って、県教育事務所視学官が、県内小学校及び CGE 関係者（校長、教員2名、CGE 代表及び会計）に対して算数学習改善活動の導入（CGE 連合によるモニタリングを含む）にかかる地方研修（各学校5名×4日間）の実施プロセスをモニタリングし、必要な技術的支援を行う。
- ④ 県の年間活動計画に沿って、県教育事務所視学官又は校長が実施する CGE の補習活動ファシリテーター向け研修の実施をモニタリングし、技術的な支援を行う。
- ⑤ 県教育事務所視学官及び校長による地方研修及びファシリテーター研修をモニタリングし、C/P(特に本省において本事業のコアとなって活動する C/P)とともにワークショップ等を開催し、課題の洗い出し、改善点等の協議を行う。同協議を通して、C/P とともに、学校及びコミュニティとの協働による算数学習改善活動がプロジェクト終了後も持続的に継続するものとなるようモデルの精緻化を図り、2021年9月以降に予

定されている以降の他州への普及にあたり留意点をまとめる。

- ⑥ 第2次現地業務完了に際し、C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対して、現地業務結果報告書（仏文）を作成、提出し、現地業務報告を行う。合わせて第三次現地内容及び活動計画について協議を行う。

（5） 第2次国内整理期間（2021年4月下旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（6） 第3次国内準備期間（2021年5月上旬）

- ① JICA 人間開発部、セネガル事務所及びプロジェクト他専門家と相談・調整の上、第三次現地業務内容及びスケジュールを整理する。
- ② 第3次現地業務計画書（仏文・和文）を作成、人間開発部による確認の後同部に提出する。

（7） 第3次現地派遣期間（2021年5月～7月）

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。業務計画についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。
- ② 県の年間活動計画に沿って、県教育事務所視学官及び CGE 連合がそれぞれ授業内及びコミュニティとの協働による算数学習改善活動の実施状況をモニタリングすることとなっているため、同モニタリング活動のプロセスを技術的に支援する。
- ③ 第1バッチの対象3州に対する算数学習改善活動モデルの導入から学校及びコミュニティレベルでの活動の実施、モニタリングまでの一連のプロセス・経験を踏まえ、先行プロジェクトで開発された算数学習活動モデルを改善・精緻化し、モデルの全国普及にかかる指針作成を技術的に支援する。
- ④ 本格的な活動開始は2022年以降になることが想定されるが、プロジェクトデザインマトリクスの成果5「特に学習成果の格差が大きい地域において、算数学習改善を目的とする同地域の特性に応じた取り組みの実施を通して優良事例集がまとめられ、共有される」の取り組みに関連し、教育指標の特に低い地域（現時点の候補州は、ジュルベル、カフリン、マタム、タンバクンダ、ルーガ）の算数教育及び学習の現状を確認し、教育格差是正のためのパイロット活動を実施する対象地域、対象校の選

定基準等について C/P と協議し、第 2 年次以降に同活動が円滑に開始できるように準備作業を技術的に支援する。

- ⑤ 第 3 次現地業務完了に際し、C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対して、現地業務結果報告書（仏文）を作成、提出し、現地業務報告を行う。

- (8) 第 3 次国内整理期間（2021 年 7 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務計画書（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

仏文 3 部（JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所）

- (2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時に仏文及び和文で作成し、JICA セネガル事務所、C/P 機関及び JICA 人間開発部に報告する。提出部数は以下のとおり。

仏文 3 部（JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所へ各 1 部）

ただし、第 3 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 3 次現地業務結果報告書（仏文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・算数学習改善活動モデルの全国普及にかかる指針

- (3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2021 年 8 月 14 日までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、12月下旬より学校が休校となること、また、C/P 機関を含むセネガル政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、12月最終週から1月第1週の間は渡航は避け、提案してください。
- ② 現地での業務体制
- 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
本プロジェクト専門家としては、他にチーフアドバイザー、算数教育専門家、算数教育/住民参加専門家、業務調整専門家が派遣される予定です。
- ③ 便宜供与内容
- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
ウ) 車両借上げ：JICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
エ) 通訳備上：なし
オ) 現地日程のアレンジ：JICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
カ) 執務スペースの提供：教育訓練省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- (2) 参考資料
- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
- 初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900460_1_s.pdf
 - 初等教育算数能力向上プロジェクト(先行プロジェクト) 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400293_1_s.pdf
 - 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書(2012年)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007330.html>

- 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031443.html>
- 教育環境改善プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025035.html>
- 教育環境プロジェクトフェーズ2技術協カプロジェクト事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031442.html>

② 本業務に関する以下の資料は、以下関係機関のウェブサイトにて公開されています。

- セネガル教育開発セクター計画(PAQUET-EF)初版(2013-2030)
<https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/PAQUETEF.pdf>
- 同 改訂版(2018-2030)
https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/paquetvf_senegal.pdf
- セネガル国家開発計画(PSE)
<https://www.sec.gouv.sn/dossiers/plan-s%C3%A9n%C3%A9gal-emergent-pse>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② サブサハラアフリカの仏語圏アフリカ諸国における業務経験、特に住民

参加、学校運営、コミュニティ開発分野での協力経験を有することが望ましいです。

- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 90日を超える派遣においては、原則公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上